

令和2年11月30日

第5回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和2年11月30日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第5回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二郎
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	13番	山本秀弘
------	-----	------

4. 本日、この会議に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係兼振興係主任	松原厚子

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第18条の規定による合意確約通知の成立状況の確認について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第5回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、15名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、13番・山本委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案2件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

4番・野呂委員、12番・曾我委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 議長、番外

議長 はい、番外

水野局長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和2年11月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番・申請人住所・氏名、貸主、■■町■■町■■■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■■■番地、■■■■、申請農地、土地の表示、■■町■■■■番■■、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■m<sup>2</sup>外■■

筆、合計■■筆、■■■■■■■■m<sup>2</sup>、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年11月19日、川合委員、中岡委員、村尾委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、後継者へ経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するもの、借主、上記、受けるものでございます。

補足説明としまして申請番号1番の■■■■さんについては、長年、父親の■さんと一緒に農業を行っており、父親が高齢となったため、経営移譲を行い、自らが経営主となり営農するため、本申請を行ったものであります。

農地法第3条調査書につきましては、4ページに記載してございます。

以上1件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　ただ今の説明に関連いたしまして、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。  
7番 川合委員

7 番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、11月19日、事務局を含め、村尾委員、中岡委員と私くしの3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、貸主が後継者である借主に所有農地を一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 　ただ今、事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 　異議なし

議 長 　ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

次に議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 　（議長、番外）

議 長 　はい、番外

水野局長 　ただ今、上程されました、議案第2号について提案理由をご説明いたしま

す。

小樽建設管理部により、フゴッペ川河川改修工事が現在行われており、今回提案された農地は、用水路に隣接いたしております。

取水口の移設に伴い、農地の一部がかかることが判明し、対象となる農地は既に分筆されており、今後、転用申請が出される予定と伺っております。

転用に先立ち、賃貸借契約された農地については合意解約後でなければ転用手続きができないため、このたび、農地法第18条の規定により解約の手続きを行うものであります。

当該農地は、令和2年2月に■■■■氏と■■■■氏との間で賃貸借契約が交わされており、当時は■町■■■番■、■■■■■■■■m<sup>2</sup>となっておりますが、転用予定面積を分筆されたため、分筆された■町■■■番■、■■■■m<sup>2</sup>部分について、合意解約するものでございます。

よって、従前の■町■■■番■の面積は、■■■■■■■■m<sup>2</sup>となり引き続き■■氏が賃借いたします。

以下、朗読いたします。

5ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。

このことについて、下記の者から農地法第18条の規定による合意解約通知書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和2年11月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

記、といたしまして、提出番号1番、住所・氏名、賃貸人、■■町■■町■■■■番地、■■■■、賃借人、■■町■■町■■■■番地、■■■■、土地の表示、町名・地番、■町■■■番■、公簿・現況とも、畑、面積、■■■m<sup>2</sup>、賃貸借期間、令和■年■月■日から令和■■年■月■■日、合意解約日、令和■年■■月■■日、土地の引き渡し時期、令和■年■■月■■日でございます。

以上1件の申出であります。

各委員におかれましては、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第5回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後 1 時 4 1 分)  
(本会議所要時間 1 1 分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4 番

議事録署名委員 余市町農業委員 1 2 番